

# 所得税制と福祉制度下における扶養児童の扱い

社会保障研究所 城戸喜子

多くの先進諸国では、子供のいない夫婦より親の立場にある人々を税制上、  
及び福祉制度上優遇している。税制上では、所得税に関し扶養控除という方法、  
すなわち納税者の課税所得から一定額を扶養児童に関し控除するという方法を  
とっている。所得控除額は一定で所得水準と共に変化しないが、納税者にとってのその額の価値は、控除額にその人の限界税率を乗じたものに等しい。そして限界税率は所得の増大と共に上昇するから、高所得層の親たちは、低所得の親たちより税負担額の大きな削減を享受することになる。

他方、福祉制度下では親の受けとる現金給付額は、普通その世帯の所得水準から独立である。これは多くの国の家族手当制度の特長である普遍性の原理による。給付額が所得水準に関連させられている稀な場合には、所得増は給付減という結果を産む。当面、どちらのやり方がより適切かという予断を避けて、単純に租税控除による方法を「課税能力法」、現金給付による補助法を「福祉制度法」と呼ぼう。  
アプローチ

## 1. 課税能力法 アプローチ

所得税は通常、生存維持のための所得をえた分にのみかけられる。従って所得税制度は支払能力原則に基いている。子供を持つ世帯の最低生活費用が、子供のいない夫婦のそれより多額であることは通常認められている。児童扶養控除の目的は、こうした付加的な費用に見合う所得分には課税しないというこ

とである。そして租税控除が低所得の納税者よりも高所得の納税者にとって価値多いものになるという事実は、税制の累進性からの帰結にすぎない。だから、課税能力法においては上述の結果も公正でないとは考えられていない。この考え方によれば、問題とすべきは一定の所得水準における異なった規模の世帯の納税者間での適切な格差であって、そこでは支払能力原則に基く累進的な租税制度の内的論理だけが追求されているのである。その主張者であっても生存水準以下の所得しかない親に現金を給付する必要は認めるであろう。只、それは所得税制を通してなさるべきでないという主張なのである。

## 2. 福祉制度法 アプローチ

現金給付制度によって実現されるこの方法は、第一に貧困の除去に関わっており、世帯の中の扶養児童数と関連している。当然貧乏な親よりも裕福な親をより多く援助する施策は正当化され得ない。又、既述のように、現金給付の価値は実際には所得と無関係か、あるいは逆方向に関連している。福祉制度法の支持者は、所得税の内的論理の保持には二次時重要性しか認めない。

ところで、租税制度を通じての援助は、課税能力法を反映すると今までのところ前提されてきた。事実これが普通である。しかし幾つかの国では租税控除の代りにタックス・クレディットを用いて福祉制度法を所得税制度の中に組み込んでいる。タックス・クレディットの効果が租税控除の効果と異なるのは、クレディットの価値が控除の価値とは異なり納税者の限界税率に依存しない点である。それは普通、全納税者の税負債の一定額削減なのである。

福祉制度法を反映する二つの装置を比較すると、現金給付はそれ自体課税可能であるか、或る所得水準まで上るとなくなってしまう。第二にタックス・クレディットでは低所得グループに対して部分的にあるいは全面的に支払いが行なわれないおそれがある。これらの相異から、低所得層の親が高所得層の親よりもうまくやってゆけそうなのは、タックス・クレディット制下でよりもむしろ現金給付制度下であるだろうということが分る。他の二つの相異のうち一つ

は、同額のタックス・クレディットが各扶養児童に与えられるのに対し、福祉制度下では普通、後の子供に対してより多額の給付が支払われるということである。更にタックス・クレディットは、納税している親に与えられるのに対し、現金給付はたとえ母親が納税者でなくとも母親に支払われ得る。最後に、タックス・クレディットと現金給付とが政府に斉す行政・管理上の問題は異なり、それぞれ別の政府部門が統轄する。一つの実際的な相異は、前者が納入すべき租税から歳入当局によって自動的に控除されるのに対し、現金給付の場合には普通請求がなされねばならないという点である。

課税能力法と福祉制度法との間の選択を支持する客観的な基準はない。それは価値判断の問題であり、特に所得税制度の内的統一性維持に付与される重要性の問題である。課税能力法に基くと租税控除は現金給付と共に存するし、多くの政府は両者に有用性を認めて、両者を通じ同時に親への援助を行なっている。しかし近年では多くの国で福祉制度法への動きが見られる。すなわち親を優遇する方法として現金給付あるいはタックス・クレディットが租税控除に完全に置き代るか、あるいは現金給付の額がタックス・クレディットの価値と比べて増大して来ている。

次にO E C D加盟諸国に実際に生じていることに目を向けよう。総稼得の一部としての可処分所得（所得税と社会保険料とを引き家族手当を加えたもの）に影響を与える三つの主要因のうち社会保険料は、本稿では検討の対象としない。というのはデンマークとフィンランドとを除いて拠出額は扶養児童の有無に影響されないからである。既に所得税制度については親に給付を行う二つの主要な方法（租税控除とタックス・クレディット）が検討された。

現金給付制については諸国間の最も重要な相異は多分次のようなことであろう。

1. 幾つかの国では現金給付は課税可能であるか、あるいはある所得水準に

達すると支払われない。他の諸国では現金給付は所得水準に影響されない。

2. 幾つかの国ではどの子供に対しても同額が支払われる。他の諸国では順序の遅い子供により多額の給付が支払われる。

3. 幾つかの国では手当が母親に支払われる。他の国々では父親に支払われる。表1は1976年の時点で各国政府が採用している様々なやり方を示している。最後の欄は1970年代に、オーストラリア、カナダ、デンマーク、西独、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英國に於て福祉制度法へと変化が起ったことを示している。オーストラリア、デンマーク、西独、ニュージーランド及びスウェーデンだけが親に補助金を与えるために全面的に現金給付に依存していることも分る。又、これらの国々に加えてオーストリアとイタリアのみが租税控除あるいはfamily quotient systemの使用を避けており、アメリカだけが現金給付を利用していない。これらの様々なやり方に於いて重要な要素は、租税控除額、タックス・クレディットの大きさ、現金給付の規模及び所得税表に於ける累進の度合である。

これらの相異なるやり方が、子供のいない夫婦との比較で親にどのように影響するかという検討には、多くの方法論上の問題が存在するが、ここでは製造工業における平均的な生産労働者の所得水準で一人の既婚者をとり、次にその人の稼得額の何倍かの人一いづれの場合も児童のいない人と2人の扶養児童のいる人の両者をとるというやり方で試みられた比較の例を示そう。表2は、平均的な生産労働者の稼得水準とその2倍の水準に於ける親及び児童のいない夫婦について、各国の対扶養児童（租税／給付）援助の実際的な効果を示している。

表2から次のことが分る。すなわち多くの国において、典型的な労働者の賃金を稼得している人の2人の子供に関する租税・給付各種援助の絶対額は、彼の稼得額の2倍を得ている人とほぼ同じかやや少なめである。従って総稼得に対する比率で測った援助合計は、典型的な労働者の場合、平均の2倍の稼得をしている労働者の場合の2倍の大きさかそれよりやや小さ目である。しかし日本

表1 扶養児童に関する税制上の援助と現金給付

(1976年現在)

国名	税制(1)		福祉制度上の現金給付(c.t.)				1970~78間の主な変化
	租税控除(t.a)	タックス・クレディット(t.c.)	有無	課税	受取人	第1子への支給額(Bf)と第2子への支給額 Bs)との関係(6)	
オーストラリア	1976年まで	1976年に短期間	有	非課税	女性	Bs > Bf	1976年に c.t が t.a と t.c とに完全におき替る
オーストリア(1)	有	有	有	"	男性	"	ここ数年間 c.t に中心
カナダ	有	有	有	課税	"	Bs = Bf	1970年に c.t が t.a に完全におき替る
デンマーク	有	有	有	非課税	"	Bs = Bf	
フィンランド(1)(2)	family quotient	有	有	"	"	Bs > Bf	
フランス	1975年まで	1975年から	有	"	男性	"	1975年に c.t が t.a に完全におき替る
西独			有	"	法定保護者	"	
イタリイー	有	有	有	課税	男性	Bs = Bf	1975年 t.c の価値を増額
日本	有	有(4)	有(4)	非課税	法定保護者	"	
ルクセンブルグ(1)	有	有	有	"	n.a	"	
オランダ	有	有	有	"	男性	Bs > Bf	1978年賃金稼得者につき c.t が t.a におき替る
ニュージーランド			有	課税	女性	Bs = Bf	1972年に c.t が t.a に完全におき替る
ノルウェー(1)	有		有	非課税	"	"	
スウェーデン	(3)		有	"	"	"	
スイス	有		有	課税	男性	"	
イギリス	有		有	"(5)	女性	Bs > Bf	1977/78に c.t への依存強まる
アメリカ(1)	有		n.a	n.a	n.a	n.a	

注:児童の年令は5~12才と仮定

(1)オーストラリアでは  
1975年までフィンランドでは1976年まで  
ルクセンブルグ、ノルウェー及びアメリカでは現在でも税制上の援助が扶養児童のある親に対する別の税率表という形をとっている。

(2)フィンランドの地方税制には児童扶養控除がありその額については表2参照。

(3)両親が働いている場合のみ。

(4)第三子以降

(5)1977年以降非課税。

(6)オーストラリア、フィンランド、及び西独では第三子に対してはより多額。国によっては児童の年令によって現金給付も変りうる。

(例:フランス)

表2 扶養児童2人に対する各種援助から生ずる子供のいない夫婦との差(1976)

国 名	平均的な生産労働者 (対総稼得比 %表示)				平均的生産労働者の2倍の稼得者 (対総稼得比 %表示)				
	租税控除	タックス・クレジット	現金給付	計	租税控除	タックス・クレジット	現金給付	計	
(オーストラリア 1974)	( 2.5 )	( 0.0 )	( 1.0 )	( 3.5 )	( 1.7 )	( 0.0 )	( 0.5 )	( 2.2 )	
オーストラリア	0.0	0.0	4.7	4.7	0.0	0.0	2.4	2.4	
オーストリア	-	6.6	8.9	15.9	-	3.3	4.5	8.5	
カナダ	0.5	0.0	4.2*	4.7	0.4	0.0	2.1*	2.5	
デンマーク	0.0	0.0	4.1	4.1	0.0	0.0	2.0	2.0	
フィンランド	0.8	1.8	4.2	6.8	0.4	0.9	2.1	3.4	
フランス	2.7	0.0	9.2	11.9	3.5	0.0	3.6	7.1	
(西独 1974)	( 2.8 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 2.8 )	( 2.5 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 2.5 )	
西独	-	0.0	5.7	5.7	-	0.0	2.8	3.1	
イタリイ	-	0.7	6.4*	6.2	-	0.3	3.2*	2.7	
日本	3.4	0.0	0.0	3.4	4.1	0.0	0.0	4.1	
ルクセンブルグ	5.8	0.0	6.6	12.4	4.3	0.0	3.3	7.6	
オランダ	1.5	0.0	6.5	8.0	1.2	0.0	3.3	4.5	
ニュージーランド	0.0	0.0	4.4	4.4	0.0	0.0	2.2	2.2	
ノルウェー	-	0.0	4.3	4.3	-	0.0	2.1	2.1	
スウェーデン	0.0	0.0	6.8	6.8	0.0	0.0	3.4	3.4	
スイス	1.3	0.0	3.6*	4.9	1.1	0.0	1.8*	2.9	
イギリス	4.7	0.0	2.2*	6.9	3.0	0.0	1.1*	4.1	
アメリカ	4.1	0.0	0.0	4.1	2.6	0.0	0.0	2.6	

注 \*現金給付に課税されるため差し引き後の便益はこれより小さい。

の場合は全く逆の様相を呈している。日本では高所得の親は、彼の稼得力の半分の者より、自分の総稼得のより大きい割合に当る分を得ている。又、フランス、ルクセンブルグ、スイス、イギリス及びアメリカでは、高所得の親に認められる分(対総稼得比)は、彼の稼得の半分しかない親に認められる分の半分を大きく上回っている。イタリアにおいてのみ高所得グループに認められる相対的部分は、彼の稼得の半分の親に認められる分の半分以下に落ちる。

表2は、1974~76年の間に租税控除から現金に移った二国(オーストラリアと西独)における変更の効果をも示している。その変更は、どちらの国でも二つの所得水準における親に給付増大を齎している。特に低い方の所得水準にある親に対して遙かに大きい給付増を齎している。

表2は、親にとっての利益の大きさについてみると、諸国間におけるその差異は各国の用いている方策とは必ずしも関連していないことをも示している。典型的な労働者の稼得水準では、親への便宜は彼らの稼得の約3~4%(日本、アメリカ、ニュージーランド、デンマーク、ノルウェー)から、12%あるいはそれ以上(フランス、ルクセンブルグ、オーストリア)へと変化がある。そしてこれらの稼得の2倍の水準では総稼得の2%強(デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー)から約7~85%(オーストリア、フランス及びルクセンブルグ)へと開きがある。

最後に表2の第1欄と第5欄との比較は、次のことを示す。すなわち典型的な賃金稼得者と彼の所得水準の2倍の稼得者とにとての租税控除の価値である。フィンランド・ルクセンブルグ、イギリス及びアメリカにおいては、これらの控除の価値はより低い方の所得水準でかなり大きいが、逆にフランス及び日本に於ては高所得水準の方がその価値は遙かに大きくなる。タックス・クレディットを採用している国の中、オーストリア、フィンランド及びイタリアではその絶対額は所得水準から影響されない。(第2欄と第6欄)

更に現金給付については、フランスにおいてのみ所得増が減額を齎すが、それ以外のすべての国では、現金給付の絶対額は表中の所得範囲内に限ると一定に留

まっている。(第3欄と第7欄とを参照)

ISSA, Expert Group Meeting on the Relationship between Social Security and Fiscal Systems Complementay Report by K Messere and J Owens (OECD).